

1 補助金制度について

問1 「新潟県業務用冷凍冷蔵機器常時監視システム導入支援事業補助金」とは、どのような制度ですか。

- 温室効果ガスであるフロン類の排出抑制対策を推進するとともに、電気代高騰等の影響を受ける事業者の経済的負担の軽減を図るため、フロン類漏えい常時監視システムの導入を行う者に対し補助金を交付するものです。

問2 補助対象となる常時監視システムとは、どのようなシステムを指すのですか。

- 本補助金の補助対象となる常時監視システムは、フロン類の漏えい・故障等を常時監視するシステムであって、(一社)日本冷凍空調工業会の「業務用冷凍空調機器の常時監視によるフロン類の漏えい検知システムガイドライン」(JRA-GL17)に適合するものを指します。

問3 業務用エアコンへの常時監視システム導入は補助対象にならないのですか。

- 本補助金は、業務用エアコンよりも使用時漏えい量が多い傾向がある業務用冷凍冷蔵機器*を補助対象としており、業務用エアコンは補助対象ではありません。

※業務用冷凍冷蔵機器：フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）において第一種特定製品に分類されている機器のうち、冷凍機器及び冷蔵機器

問4 家庭用として製造・販売された冷凍冷蔵機器を業務で使用している場合、補助対象になりますか。

- 本補助金は、フロン排出抑制法の適用を受ける“業務用として製造・販売された冷凍冷蔵機器”を補助対象としており、家庭用として製造・販売された冷凍冷蔵機器は補助対象ではありません。

（「業務用の機器」であるかどうかの見分け方は問5）

問5 業務用の機器と家庭用の機器はどのようにして見分けるのですか。

- 業務用の機器と家庭用の機器を見分ける方法は以下のとおりです。
 - ・ 室外機の銘板、シールを確認する。
- ※平成14年4月以降に販売された業務用冷凍空調機器には、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（以下「フロン排出抑制法」という。）に基づく表示義務があり、第一種特定製品であること、フロン類の種類、量等が記載されています。

- ・機器のメーカーや販売店に問い合わせし、確認する。

問6 どのような経費が補助対象経費に含まれるのですか。

- 本補助金の補助対象経費は、機器費と工事費です。なお、工事費のうち、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費については、国土交通省の「公共建築工事共通費積算基準」（令和8年改定）準じて扱います。

※機器費：常時監視システム導入に必要なIoT機器本体及び標準付属品の購入に要する費用。

工事費：IoT機器を業務用冷凍冷蔵機器に取り付けるための工事に係る材料費、労務費、直接経費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費（制御盤以降の工事に係る費用に限る。配電盤等の工事費用は除く。）。

問7 「Wi-Fi ルーター」機器を設置する場合、機器費に含まれますか。

- Wi-Fi ルーターは、導入した常時監視システムを運用するために必要な専用機器である場合に限り、機器費に含まれます。

問8 通信費やシステム利用料は補助対象経費に含まれないのですか。

- 通信費やシステム利用料は本補助金の補助対象経費に含まれません。

問9 消費税は補助対象経費に含まれますか。

- 消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費に含まれません。

問10 県内に複数の店舗を出店している場合、複数の店舗で補助事業を実施することはできますか。

- 複数の店舗で実施することができます。補助上限額は、1事業所につき200万円となります。

問11 大企業は補助対象となりますか。

- 大企業は補助対象となりません。
- 本補助金の補助対象は、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体、中小企業等協同組合法第3条に規定する中小企業等協働組合及び個人事業主に限られます。

問12 「みなし大企業」は補助対象となりますか。

- 中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する中小企業

であっても、次のいずれかに該当する「みなし大企業」は補助対象となりません。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業
- ・発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業

2 申請書の提出方法等について

問 13 申請書の提出方法を教えてください。

- 申請書（別記第1号様式）を電子メール又は郵送（書留郵便に限る。）で以下の提出先に提出してください。申請受付期間は、令和8年4月24日（金）から令和9年1月29日（金）までです。

〒950-8570 新潟市中央区新光町4番地1

新潟県 環境局 環境政策課 カーボンゼロ推進室

E-mail : ngt030310@pref.niigata.lg.jp

※直接持参した場合は受付できません。

※電子メールでの受付は最終日の23時59分まで、郵送の場合は最終日の消印有効です。

問 14 申請書に押印は必要ですか。

- 原則、押印は不要です。（必要に応じて、電子メールや電話等で申請者の本人確認等をさせていただく場合があります。）

問 15 施工業者等でも申請できますか

- 申請者は補助対象事業者である中小企業等となります。補助金の申請に係る事務を行政書士法に基づいて行政書士又は行政書士法人に委任することは可能です。（委任状の提出が必要になります。）
- なお、行政書士又は行政書士法人でない者が、他人の依頼を受け報酬を得て、業として官公署に提出する書類の作成を行うことは、行政書士法により原則として禁止されていますので、ご注意ください。

問 16 「新潟県エコ事業所表彰制度」とはどのような制度ですか。

- 地球温暖化対策に取り組む県内の事業所を「エコ事業所」として登録し、取組内容が優れた事業所を表彰する制度です。詳しくは、以下の「新潟県エコ事業所表彰制度」ホームページをご確認ください。

URL : <https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kankyoseisaku/1356763348335.html>

問 17 申請書に添付する「新潟県エコ事業所表彰制度」に参加登録又は参加申込していることが確認できる書類とは、どのような書類ですか。

- 新潟県エコ事業所表彰制度参加事業所である場合は、登録通知の写しを提出してください。参加の申し込みを行っている場合は、参加申込書の写しを提出してください。

問 18 毎年度のエコ事業所の実績報告において取組状況を報告することとされていますが、どのような内容を報告するのですか。

- 毎年度、新潟県エコ事業所表彰制度実施要綱第 6 条第 1 項に定める取組状況等の報告において、フロン類排出抑制対策の取組状況として、電気使用量、電気料金、フロン類算定漏えい量^{*1}を含めて報告していただきます^{*2}。
- 補助事業によって導入した常時監視システムを使用している間は、毎年度の取組状況の報告を続けてください。

※ 1 フロン排出抑制法に基づくフロン類の算定漏えい量は、機器整備時に第一種フロン類充填回収業者が発行する充填証明書及び回収証明書から算出できます。算定方法の詳細は、以下の環境省ホームページをご参照ください。

https://www.env.go.jp/earth/furon/operator/isshu_santei-2.html

※ 2 報告方法の詳細は、以下のホームページをご参照ください。

<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/kankyo/fluorocarbon-monitoring.html>

問 19 「パートナーシップ構築宣言」とは何ですか。

- 事業者が、サプライチェーン全体の付加価値向上、大企業と中小企業の共存共栄を目指し、「発注者」側の立場から、「代表権のある者の名前」で宣言するものです。詳しくは、以下の「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトをご確認ください。

URL : <https://www.biz-partnership.jp/index.html>

問 20 「パートナーシップ構築宣言」に登録していることが確認できる書類とは、どのような書類ですか。

- 以下の「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイトに登録した「パートナーシップ構築宣言」の写しのことです。

URL : <https://www.biz-partnership.jp/index.html>

問 21 「業務用冷凍冷蔵機器のノンフロン化に向けた取組の実施に係る計画書」とは、どのような書類を作成すればよいのですか。

- 別記第 1 号様式の別紙 2（業務用冷凍冷蔵機器のノンフロン化に向けた取組の実施

計画書)に、目標、中間目標、実施方法等を記入して作成してください。

※目標・実施方法の記入例

目標：2050年までに全ての事業所で使用する冷凍冷蔵機器をノンフロン機器へ入れ替え

中間目標：2040年までに全体の50%の冷凍冷蔵機器をノンフロン機器へ入れ替え

実施方法：冷凍冷蔵機器を更新する際に、順次、ノンフロン機器へ切り替えていく

3 交付決定について

問 22 交付決定前に補助対象事業に係る工事の契約を締結することは可能ですか。また、工事に着手することは可能ですか。

- 交付決定前に工事等の契約を締結していても差し支えありません。
- 補助対象事業に係る工事は交付決定を受けてから着手してください。交付決定を受ける前に工事に着手していた場合は、補助金を交付することができません。

4 補助事業の変更について

問 23 交付決定後に、補助事業の内容と経費配分を変更する必要が生じました。変更することは可能ですか。

- 交付基準及び交付条件に適合するものであれば、補助事業の内容や経費の配分を変更することは可能です。
- 補助事業の内容や経費配分を変更する場合は、変更承認申請書(別記第2号様式)を提出し、承認を受ける必要があります。ただし、経費配分の変更のうち、軽微な変更^{*}については、変更承認申請書を提出する必要はありません。

なお、予算に限りがあるため、交付決定額の増額はできません。

※軽微な変更：機器費・工事費のいずれか低い額の20パーセント以内の配分変更で、補助金額の増額を伴わないもの

5 実績報告について

問 24 実績報告書はいつまでに提出すればよいのですか。

- 補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和9年2月26日(金)のいずれか早い時期までに提出してください。
- やむを得ず補助事業が予定の期間内に完了できない事情が生じたときは、速やかに遅延等報告書(別記第4号様式)を提出し、指示を受けてください。

なお、当該報告書を提出した場合でも、その理由や完了予定日によっては補助金を交付することができない場合があります。(令和8年度中に補助金の交付を完了する必要があり、完了が見込めない場合は補助金を交付できなくなるため)

問 25 「常時監視システムを導入するために設置した機器の設置状況等が分かる写真」はどのような写真を提出すればよいのですか。

- 常時監視システムを導入した個々の冷凍冷蔵設備及び常時監視システムを導入するために設置した個々の機器について、全体を撮影した写真及びメーカー・型式が確認できる写真を提出してください。